日 調 連 発 第 1 4 号
平 成 2 6 年 4 月 7 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

民間事業者等が実施する事業により作成された実測図等の登記所備付地図としての備付けについて（通知）

別添のとおり、法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長あて標記の通知（平成 26 年 3 月 12 日付け法務省民二第 195 号）が発せられましたので通知します。

なお、概要は、下記のとおりです。

記

民間事業者等の事業において作成された測量成果であって、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項の指定を受け、同法第 20 条第 1 項の規定による登記所への送付されるもの（以下「実測図等」という。）の取扱いについて、国土交通省土地・建設産業局長から関係団体への通知がされた（平成 26 年 3 月 18 日付け日調連発第 347 号参照）。

これにより、実測図等は、当該事業に関する土地の分筆等の登記がされた後に送付されることとなる。

民二
印省

法務省民二第１９５号
平成２６年３月１２日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長

民間事業者等が実施する事業により作成された実測図等の登記所備付地図としての備付けについて（通知）

標記について，国土交通省が実施する用地測量の成果として登記所に送付される用地実測図の取扱いについては，「国土交通省の事業における用地実測図の登記所備付地図としての備付けについて」（平成２４年４月４日付け法務省民二第９０４号法務省民事局民事第二課長通知。以下「平成２４年通知」という。）により，地方自治体等が実施する用地測量の成果として登記所に送付される用地実測図の取扱いについては，「地方自治体等が実施する事業における用地実測図としての備付けについて」（平成２５年３月１３日付け法務省民二第２２０号法務省民事局民事第二課長通知。以下「平成２５年通知」という。）により，それぞれお知らせしているところですが，今般，民間事業者等の事業において作成された測量成果であって，国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）第１９条第５項の指定を受け，同法第２０条第１項の規定による登記所への送付されるもの（以下「実測図等」という。）の取扱いについて，別添のとおり，国土交通省土地・建設産業局長から日本土地家屋調査士会連合会会長等宛てに通知をした旨の連絡がありました。

つきましては，下記のとおり取り扱われたく，貴管下登記官への周知方お取り計らい願います。

記

１　対象となる実測図等

平成２６年度以降に作成される実測図等とする。

なお，国土交通省が実測図等を送付するのは，登記所備付地図が備え付けられていない地区（地図に準ずる図面が備え付けられているかどうかを問わない。）となる。

2　作業の流れ

平成２４年通知及び平成２５年通知における作業の流れと異なり，実測図等は，当該事業に関する土地の分筆等の登記がされた後に送付されることとなるところ，その具体的な作業の流れは，以下のとおりとなる。

(1) 管轄登記所への事前相談

実測図等の作成に係る事業が開始される前に，民間事業者等の担当者から管轄登記所に対し，実測図等の作成に関する情報の提供がされるので，登記所の職員は，当該実測図等を登記所に備え付けるための事前の相談を受ける。

(2) 登記の申請

当該事業に関する土地の分筆等の登記の申請を受け，当該申請が適法であれば，登記官は，当該登記を完了する。

(3) 国土調査法に基づく手続

民間事業者等は，国土調査法第１９条第５項の規定に基づき，当該事業の調査及び測量の成果について，認証の申請を行う。認証がされた場合には，同法第２０条第１項の規定に基づき，国土交通省から，実測図等の写しのほか，不動産登記の全部事項証明書（国土調査法第１９条第５項の指定の申請に当たって，全部事項証明書の添付がない場合には登記完了証の写し）及び地積測量図の写しが管轄登記所に送付される。

なお，国土交通省から管轄登記所に送付される図面は書面で調製されたものであり，電子データ（地図ＸＭＬ形式，地籍フォーマット２０００形式又はＳＩＭＡ形式）については，民間事業者等から直接提供されることとなる。

(4) 送付を受けた後の登記所における処理

登記所は，実測図等の送付を受けたときは，当該実測図等と登記簿及び地図に準ずる図面との対査によって異動データの有無等を含めた検証を行い，当該電子データを地図情報システムに登録した上で，当該対象地域の既存の地図に準ずる図面を閉鎖処理する。

平成 26 年 3 月 12 日
国 土 籍 第 306 号

日本土地家屋調査士会連合会会長　殿
一般社団法人全国測量設計業協会連合会会長　殿
一般社団法人日本国土調査測量協会会長　殿
公益社団法人日本測量協会会長　殿

国土交通省 土地・建設産業局長

民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について

平成 22 年５月 25 日に閣議決定された第６次の「国土調査事業十箇年計画」においては、「国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第５項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する」とされていることを踏まえ、法務省や関係部署と調整を行いつつ、地籍調査以外の測量である民間事業者等の測量及び調査の成果（以下「測量成果」という。）を地籍整備に有効に活用するための方策を検討してきたところです。

今般、下記のとおり、測量成果の活用のための具体的方法等を取りまとめたので、貴団体の会員に周知いただきますとともに、関係者と円滑な調整を図りつつ効果的に取り組んで頂きますようお願い致します。

なお、法務省は各法務局等に対して、国土地理院は各地方測量部に対して、この取組に関する周知を行うことを申し添えます。

記

1．測量成果を活用した地籍整備の推進

国土調査法第19条第5項では、土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同様に扱うことができることとしており、これを「19条5項指定」と呼んでいます。

19条5項指定により、測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。また、この指定を受けた地図は、国土調査法第20条第1項の規定により登記所に送付され、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第10条第5項の規定に基づき，不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項地図として備え付けられ、測量成果である図面が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。

19条5項指定の促進を図る観点から、今般、19条5項指定申請のために必要な要領や留意事項等を取りまとめましたので、これに基づき、平成26年度以降に作成する実測図等を国土調査法第19条第5項の規定に基づいて積極的に指定申請していただきますようお願い致します。

2．指定の対象とする測量成果

国土交通大臣等が指定する測量成果は、平成26年度以降に作成する実測図等で以下の要件を満たしているものとします。

(1) 測量の基準

測量が測量法（昭和24年法律第188号）第11条の測量の基準に従って行われ、地点の位置が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）別表第1に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値及び測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さで表示されているもの。

(2) 測量の精度

国土調査法施行令第15条で定める限度以上の誤差がないもの（観測、測定及び計算等について地籍調査作業規程準則及び同運用基準に規定するものと同等以上のものが実施されているもの。）

3．指定申請の時期

分筆等の不動産の表示に関する登記を行った後に、指定申請書を提出して下さい。

4．登記所等への情報提供

19条5項指定の申請を行う者は、実測図等の作成に係る事業が開始される前に、管轄登記所等に対し、実測図等の作成に関する情報提供を行うなど、十分に調整を図って下さい。

5．登記所に送付する地図の電子データの作成

登記所において、効率的に図面を差し替えられるように、実測図等の作成に係る事業が開始される前に、登記所に送付する地図の電子データ（地図XML形式、地籍フォーマット2000形式又はSIMA形式）の形式について管轄登記所等と協議して下さい。

電子データ作成にあたっては、別添1－1の「登記所送付用地図（地図XML形式の電子データ）の作成要領」、別添1－2の「登記所送付用地図（地籍フォーマット2000形式の電子データ）の作成要領」又は別添1－3の「登記所送付用地図（SIMA形式の電子データ）の作成要領」を参考にして下さい。

なお、登記所に送付する地図の電子データの形式については、法務省から、可能な限り地図XML形式の電子データ又は地籍フォーマット2000形式の電子データによって提供していただきたい旨の依頼がされていますので、御承知おき願います。

6．申請書等の作成

19条5項の申請書等作成にあたっては、別添2の「19条5項指定申請書作成要領」及び別添3の「歩掛り案」を参考にして下さい。

7．指定申請書の送付先

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課に送付して下さい。

（別添１－１）

【登記所送付用地図（地図 XML 形式の電子データ）の作成要領】

［趣旨］

測量の成果を国土調査法第19条第5項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果は、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（地図 XML 形式）も作成する。

入力項目及び留意事項

１．管轄登記所との事前調整

地図 XML 各情報ファイルの作成にあたり、管轄登記所に対して事前に情報提供を行い、筆属性コードの共有等十分に連携を図ること。

２．各情報ファイルのデータ項目と入力必須項目

地図 XML の各情報ファイルの入力は「地図 XML ファイルフォーマット」等を準用して行う。詳細は、次の URL に掲載されているファイルフォーマットの仕様書を参照すること。

「地図情報システムで取り扱う地図情報のデータ形式について」
地図 XML ファイルフォーマット
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00171.html
法務省ホームページ（民事局　登記－不動産登記－）

（別添１－２）

【登記所送付用地図（地籍フォーマット 2000 形式の電子データ）の作成要領】

［趣旨］

測量の成果を国土調査法第 19 条第５項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果は、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（地籍フォーマット 2000 形式）も作成する。

入力項目及び留意事項

１．管轄登記所との事前調整

地籍フォーマット 2000 各情報ファイルの作成にあたり、管轄登記所に対して事前に情報提供を行い、筆属性コードの共有等十分に連携を図ること。

２．各情報ファイルのデータ項目と入力必須項目

地籍フォーマット 2000 の各情報ファイルのデータ項目の内、「別表」入力必須項目について情報の入力を行う。なお各情報ファイルの入力は「地籍フォーマット 2000 の手引き」、「「数値地籍情報の記録形式等について」の制定について（平成 14 年３月 14 日国土国第 595 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）最終改正：平成 24 年３月 21 日国土籍第 553 号」等を準用して行う。

３．入力点検

地籍フォーマット 2000 の様式に基づき正しく記録されているか検証を行う。

※各測量計算ソフト内蔵の検証機能による検証又は「地籍フォーマット 2000 フォーマットチェッカー」を活用した検証。

「地籍フォーマット 2000 フォーマットチェッカー」ダウンロードページ
http://www.tiseki.or.jp/download/info_02.html
一般社団法人　日本国土調査測量協会ダウンロードページ

■各情報ファイルのデータ項目と対応関係

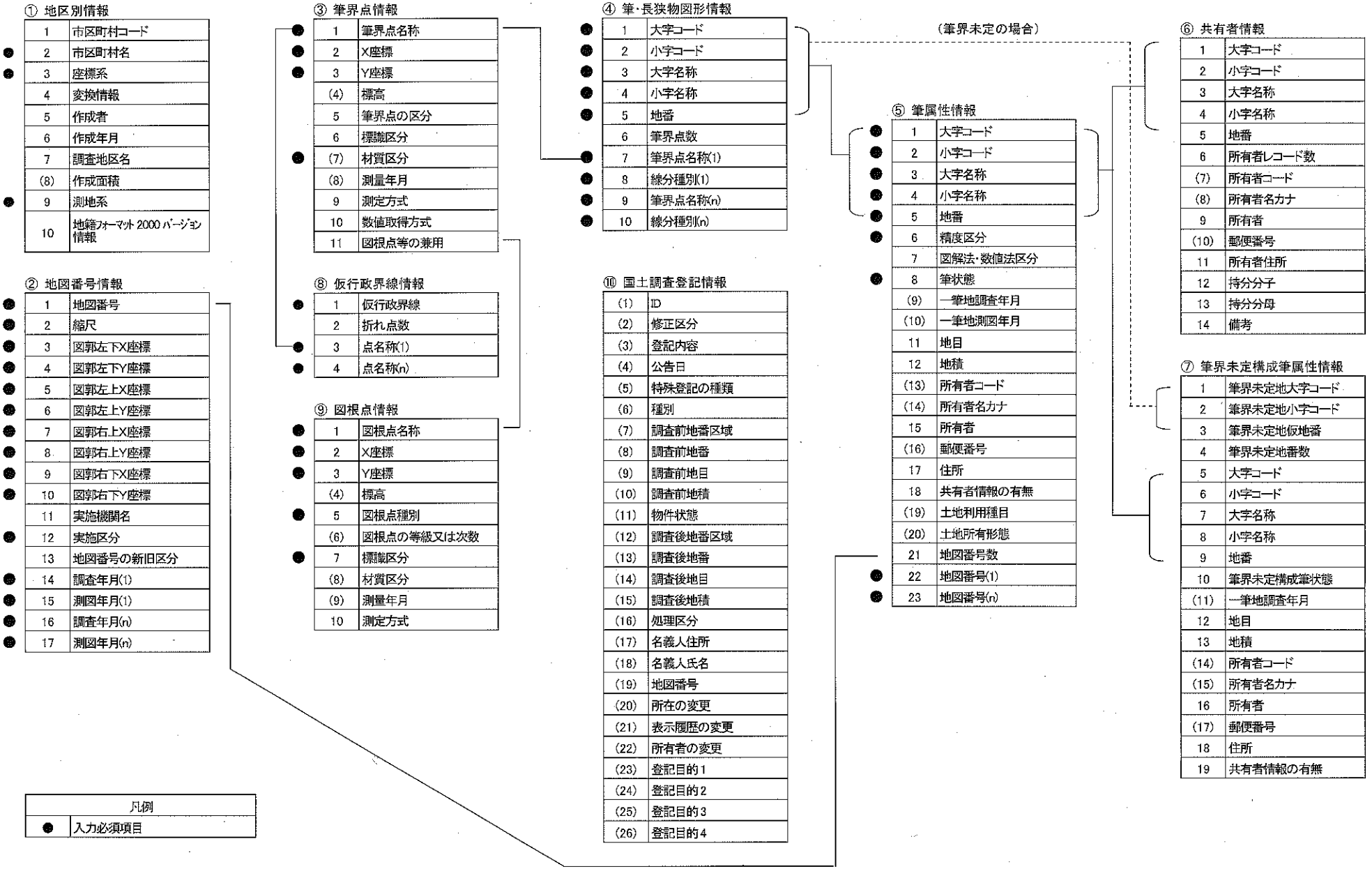

(別表)

（別添１－３）

【登記所送付用地図（SIMA形式の電子データ）の作成要領】

［趣旨］

測量の成果を国土調査法第19条第５項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果を、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（SIMA形式）も作成する。

１．電子ファイルの作成単位

(1) 地番区域単位に電子ファイル（SIMAデータ）を作成する。地番区域が大字の場合には大字単位、地番区域が小字の場合には小字単位で電子ファイルを作成する。

(2) 電子ファイル名は、原則、「登記所送付用地図（地番区域名）.sim」とする。例としては、「登記所送付用地図（霞が関）.sim」となる。

２．SIMAデータの作成

(1) 必要なSIMAデータの作成

CADソフト等で作成された測量の成果をそのままSIMAデータに変換すると、法務省フォーマット（地図XMLファイルフォーマット）に不要なデータが収録される場合があるため、不要なデータを削除してSIMAデータを作成する。

(2) 一筆地ではない画地データの除外

実測図等とSIMAデータが整合することが必然であるが、SIMAデータに画地の情報が不足したり、不要な画地の情報が入力されている可能性があるので、両者の整合を十分に確保する。

(3) 座標データ（座標値）の入力

座標値は、小数点以下４桁目を四捨五入し、小数点以下３桁目まで入力する。

(4) 座標データの複数入力の排除

① １つの「点名称」には１つの「座標値」が対応する。したがって、１つの「点名称」に複数の「座標値」を入力しない。また、１つの「座標値」に複数の「点名称」を入力しない。

② 「点名称」と「座標値」が同じ座標データを複数入力しない。

(5) 画地データの入力

① 画地データは必ず入力する。

② 同一の地番の画地データを複数入力しない。

③ 複数の SIMA データにおいて同じ画地を重複して入力しない。

(6) 筆界線の入力

① 閉合型画地データのみの入力

「画地開始データ」に画地種別（閉合型の場合には「1」、開放型の場合には「2」）を入力することになっている。法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）は閉合型の画地だけを認識するので、閉合型の画地データだけを入力の対象とし、入力フォーマットの画地種別には「1」を入力して SIMA データを作成する。

図表１　「画地開始データ」の入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
D00	「D00」と入力する。 （画地開始を示す定型の入力値）	D00
画地番号	５桁までの整数を入力する。	103
地番	任意の桁数で入力する。	135-1
画地種別	閉合型の場合には「1」を、開放型の場合には「2」を入力する。	1

図表２　「画地終了データ」の入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
D99	「D99」と入力する。 （画地終了を示す定型の入力値）	D99

② 隣接する筆界線に筆界点がある場合の扱い

法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）では、隣接する筆界線に筆界点を含む場合、ある筆の筆界線はその筆界点を経由し、もう一方の筆の筆界線がその筆界点を経由しなければ、隣接する２つの筆の間の筆界線は同一の線分と認識されない。このため、必要な筆界点を経由して筆界線を結ぶ必要がある。

図表３　隣接する筆界線の情報が一致しない例

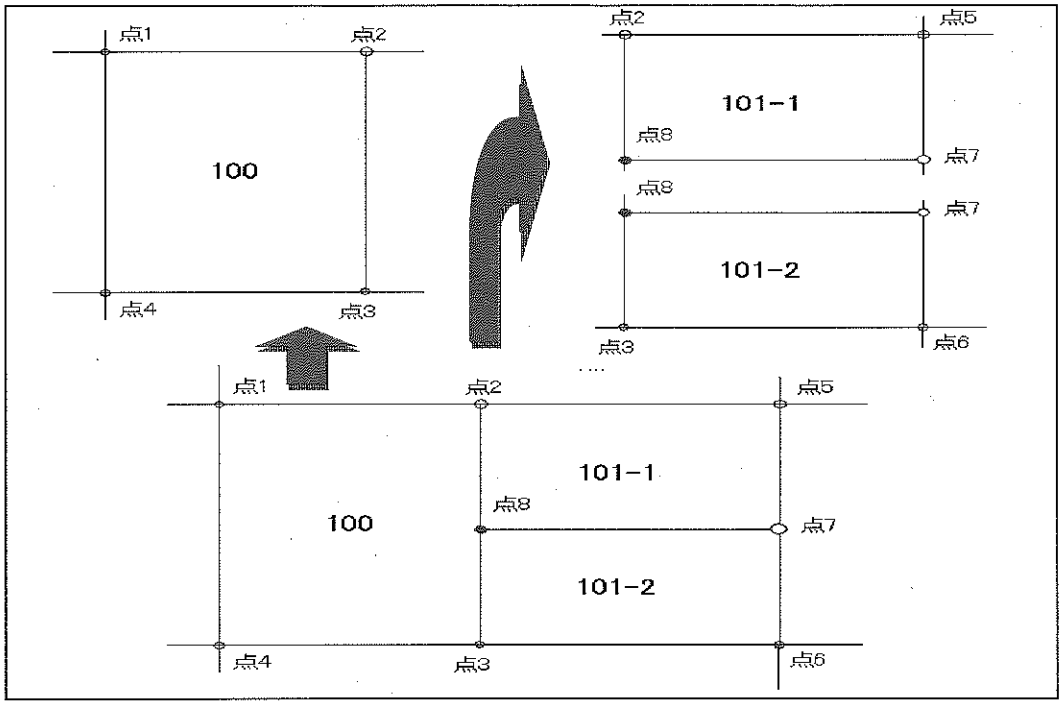

[補足]

「地番 101-1」と「地番 101-2」の左側の筆界線は、「点 8」を経由して「点 2」と「点 3」を結ぶ直線である。「地番 100」の右側の筆界線は、「点 8」を経由せずに「点 2」と「点 3」を結ぶ直線である。法務省フォーマットは、このように隣接する筆界線を同一のものとは認識しないため、「地番 100」の右側の筆界線としては、「点 2」と「点 3」の間に「点 8」を経由させる必要がある。

(7) その他

① SIMA データの規定外の文字を入力しない。

② 地番の記載のない河川や水路の敷地（いわゆる青道、青地）、また、地番の記載のない道路の敷地（いわゆる赤道）があり、それが閉合している場合には地番がなくても SIMA データに含める。

３．参考（ SIMA データの概要）

SIMA データには３種類のデータを入力できる。具体的には以下の通りである。

① 座標データ（点の座標を表すデータ、図表 4）

② 画地データ（構成点データの開始と終了を表すデータ、図表１と図表 2）

③ 構成点データ（画地や路線を構成する点を表すデータ、図表 5）

図表４　座標データの入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
A00	「A00」と入力する。 (座標出力開始を示す定型の入力値)	A00
A01	「A01」と入力する。 (座標データを示す定型に入力値)	A01
点番号	５桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1
座標値	小数点形式とし、小数点以下４桁目を四捨五入し、小数点以下３桁目まで入力する。	-170547.824, 26247.688, 0.000 (今回の場合、z 座標等は省略できる。)
A99	「A99」と入力する。 (座標出力終了を示す定型の入力値)	A99

図表５　構成点データの入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
B01	「B01」と入力する。 (構成点データを示す定型の入力値)	B01
点番号	５桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1

図表６　SIMA データの例

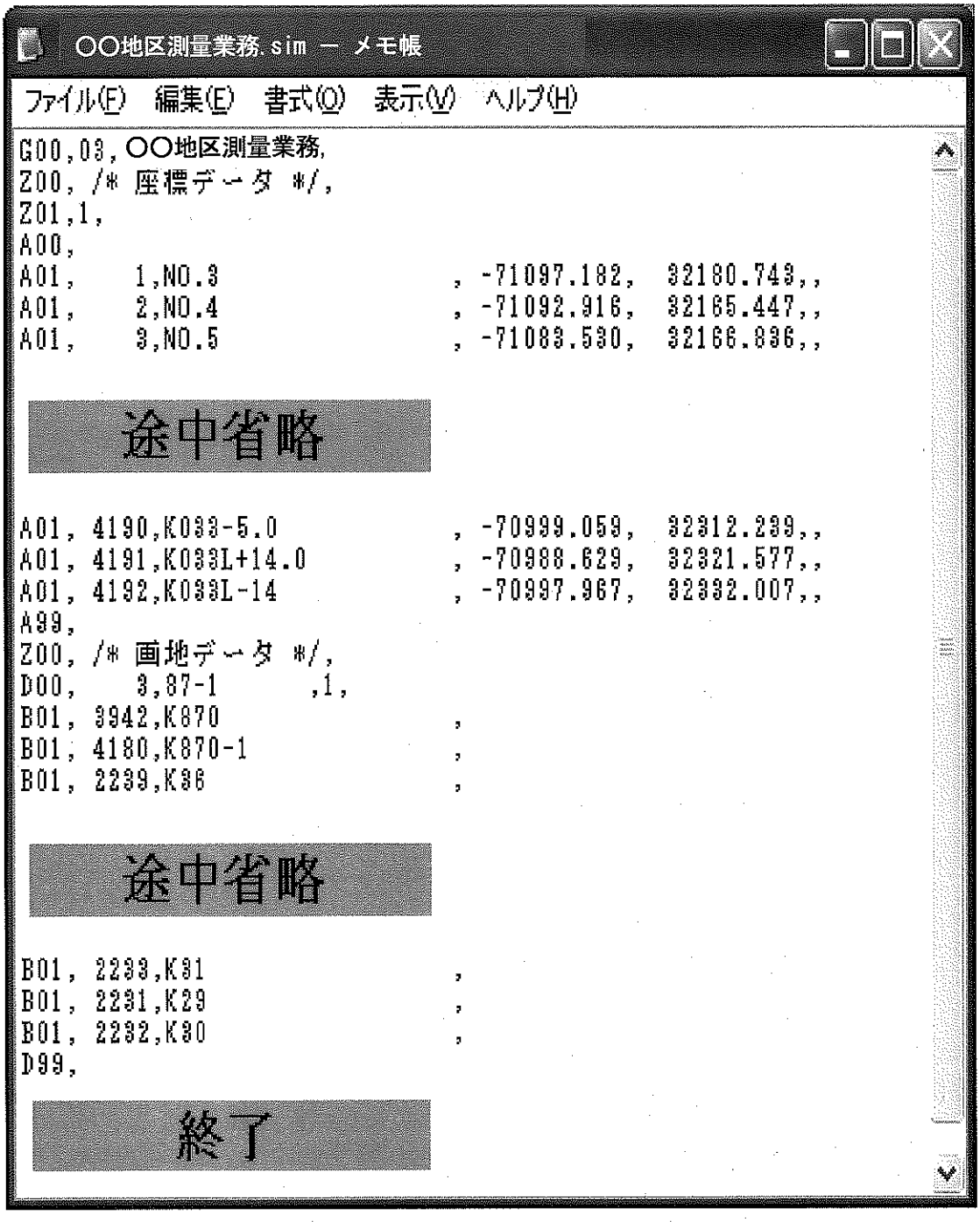

（別添２）

19条5項指定申請書　作成要領

【19条5項指定申請書　作成要領】

国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定を受けるための申請書には、測量精度に関する資料や各種書類等を添付する必要があるため、それらの記載例や留意事項等を以下のように示す。

1. 申請書一覧

書類名	様式番号		提出部数	備考
申請書	①	●	1	定型様式
申請書添付書類				
総括表	②	●	1	定型様式
申請地域の位置図	③	□	1	申請地域の位置がわかる図面
基準点測量関係				
基準点測量網図	④	□	1	基準点を測量した際の網図（各等級毎）
基準点測量精度管理表	⑤	□	1	基準点測量の精度が確認できる管理表（各等級毎）
境界点測量関係				
境界点間距離の精度管理表	⑥	□	1	境界点測量の精度が確認できる管理表
面積計算書	⑦	□	1	境界点の座標値から計算した筆面積の分かる資料
地図及び簿冊				
地図一覧図	⑧-1	●	2	申請する地図の相互の位置関係がわかる図面 ※複数枚になる場合に作成
地図	⑧-2	□	2	当該事業で作成した図面（19条5項指定対象図面）
簿冊	⑨	□	2	簿冊は表紙を付し、全部事項証明書及び地積測量図の写しを添付 ※全部事項証明書がない場合は、登記完了証の写しを添付

「●」…指定申請のため新たに作成する書類
「□」…通常の測量業務において作成される書類

2．記載例①（申請書）

必要事項を記入して作成する。

1．趣旨、目的

国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づき、事業者が国土交通大臣に指定の申請を行うもの。

2．必要事項

定型様式とする。

3．留意事項

記載例①のⅠ～Ⅵの留意事項は以下の通り。

Ⅰ	申請年月日又は決裁年月日を記載。
Ⅱ	事業を施行した者の名称を記載。（総括表と一致） ※測量計画機関と測量作業機関が異なる場合は、どちらを記載してもよいが、申請書と総括表を一致させて作成する。
Ⅲ	作成した地図及び簿冊の名称を記載。 簿冊の名称は「調査簿」とする。
Ⅳ	測量及び調査を行った地域（字名まで）及び期間を記載。（総括表と一致）
Ⅴ	「国土調査法施行令第 15 条に規定する誤差の限度内」と記載。
Ⅵ	「地図及び簿冊の写し」と記載。

記載例①

平成〇年〇月〇日　I

国土交通大臣　殿

〒000-0000
所在地　〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇〇
名　　称　〇〇測量又は〇〇事務所等
代表者名　〇〇　〇〇　　㊞

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

平成〇〇年に、〇〇測量又は〇〇事務所等が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第19条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記　II

1　測量及び調査を行った者の氏名又は名称

〇〇測量又は〇〇事務所等

2　作成した地図及び簿冊の名称

〇〇地区　〇〇事業　〇〇図及び調査簿　III

3　測量及び調査を行った地域及び期間

〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇の一部
平成〇年〇月～平成〇年〇月　IV

4　測量及び調査上の誤差の限度

国土調査法施行令第15条に規定する誤差の限度内　V

5　添付書類

地図及び簿冊の写し　　各2部　VI

２．記載例②（総括表）

必要事項を記入して作成する。

１．趣旨、目的

事業施行者、測量成果等の概要を１枚にまとめるもの。

２．必要事項

定型様式とする。

３．留意事項

記載例②のⅠ～Ⅹの留意事項は以下の通り。

<table>
<tr><td>Ⅰ</td><td>測量及び調査を行った地域（字名まで。ふりがなを付す。）及び期間を記載。（申請書と一致）</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>事業施行者名及び代表者名を記載。（申請書と一致）</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>事業名は事業名称、事業根拠法は、事業を実施する根拠法を記載。（不明な場合は　－　）</td></tr>
<tr><td>Ⅳ</td><td>基準点測量の与点の点数と名称を記載。（公共基準点は、国土地理院の審査番号を明記）
※基準点測量に使用する与点は、基本三角点、国土調査法第19条第2項の規定により認証された基準点、同条第5項の規定により指定された基準点、測量法第41条第1項の規定に基づき国土地理院の審査を受け十分な精度を有すると認められた点とする。</td></tr>
<tr><td>Ⅴ</td><td>基準点測量の新点数と測量の方法を記載。
測量の方法は採用した測量の方法を、下表を参考に記載。
<table>
<tr><th>GNSS</th><th>ﾄｰﾀﾙｽﾃｰｼｮﾝ</th><th>ｾｵﾄﾞﾗｲﾄ及び測距儀</th></tr>
<tr><td>・GNSS 測量（ｽﾀﾃｨｯｸ法）
・GNSS 測量（短縮ｽﾀﾃｨｯｸ法）
・GNSS 測量（RTK 法）
・GNSS 測量（ｷﾈﾏﾃｨｯｸ法）</td><td>・結合多角方式(TS)
・単路線方式(TS)
・結合多角方式・単路線方式(TS)</td><td>・結合多角方式（測距儀等）
・単路線方式（測距儀等）
・結合多角方式・単路線方式（測距儀等）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>Ⅵ</td><td>地図（記載例⑧－２）の精度、縮尺、枚数を記載。精度は原則として次によるものとする。
<table>
<tr><td>大都市の市街地区域</td><td>甲一</td></tr>
<tr><td>中都市の市街地区域</td><td>甲二</td></tr>
<tr><td>上記以外の市街地，村落ならびに整形された農用地区域</td><td>甲三</td></tr>
<tr><td>農用地及びその周辺の区域</td><td>乙一</td></tr>
<tr><td>山林，原野及びその周辺の区域</td><td>乙二</td></tr>
<tr><td>山林，原野の区域</td><td>乙三</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>Ⅶ</td><td>申請する筆数、面積を記載。（当該事業により登記申請した筆数、面積の合計）</td></tr>
<tr><td>Ⅷ</td><td>基準点測量を行った作業機関名と代表者、地図作成のための測量を行った作業機関名と代表者、地図作成を行った作業機関名と代表者を記載。</td></tr>
<tr><td>Ⅸ</td><td>基準点測量について検査を行った者の氏名及び所属、地図作成のための測量について検査を行った者の氏名及び所属、地図作成について検査を行った者の氏名及び所属を記載。</td></tr>
<tr><td>Ⅹ</td><td>採用した測量作業規程等を記載し、問合せ出来る担当者、指定後に成果（写）を送付する管轄法務局を記載。</td></tr>
</table>

記載例②

総　括　表

都道府県名	市区郡名	町村(区)名	測量（調査）の実施地域名	測量（調査）の実施期間
○○○○けん ○○県	○○○○し ○○市	○○○○ちょう ○○町	○○○○ 大字○○の一部	平成○年○月 ～平成○年○月

I

事業施行者名	代表者名	事業名	事業根拠法
○○測量又は○○事務所等	○○　○○	○○地区○○事業	—

II　III

IV 成果件数	基準点測量の与点（点名及び既知点数）		新点数		測量の方法	
	・電子基準点　○○ ・四等三角点　○○、△△ ・公共基準点　1級　○○○○ （H++ ******　） 計 4 点		1 級基準点	点		
			2 級基準点	3 点	GNSS 測量（スタティック法）	
			3 級基準点	6 点	GNSS 測量（スタティック法）	
			4 級基準点	40 点	結合多角方式（TS）	
	確定測量図の精度	甲 2	縮　尺	1/500	枚数	3 枚
	総筆数　VII	122	筆	総面積	0.07 k ㎡	

V　VI

検査終了証明	工程分類		作業機関名	代表者	検査者氏名	検査者の所属
	基準点測量　VIII		○○○○	△△△△	□□□□	○○○○
	確定測量等	確定測量	○○○○	△△△△	□□□□	○○○○
		確定測量図	○○○○	△△△△	□□□□	○○○○

IX

備考
・採用した測量作業規程等 「○○○○測量作業規程（平成○年○月○日付国国地発第○○号）」 ・連絡先：○○測量又は○○事務所等　担当○○　○○ （電話○○－○○○○－○○○○、E-Mail******@****.***.**） ・○○法務局○○支所

X

2．記載例③（申請地域の位置図）

申請地域の位置を示す図面を作成する。

1．趣旨、目的

申請地域を含めたやや広い範囲の図面を作成するもの。

2．必要事項

・申請地域の周辺地域を含むこと
・申請地域の位置の特記
・縮尺の表示

3．留意事項

・用紙の大きさはＡ４を標準とする。

記載例③

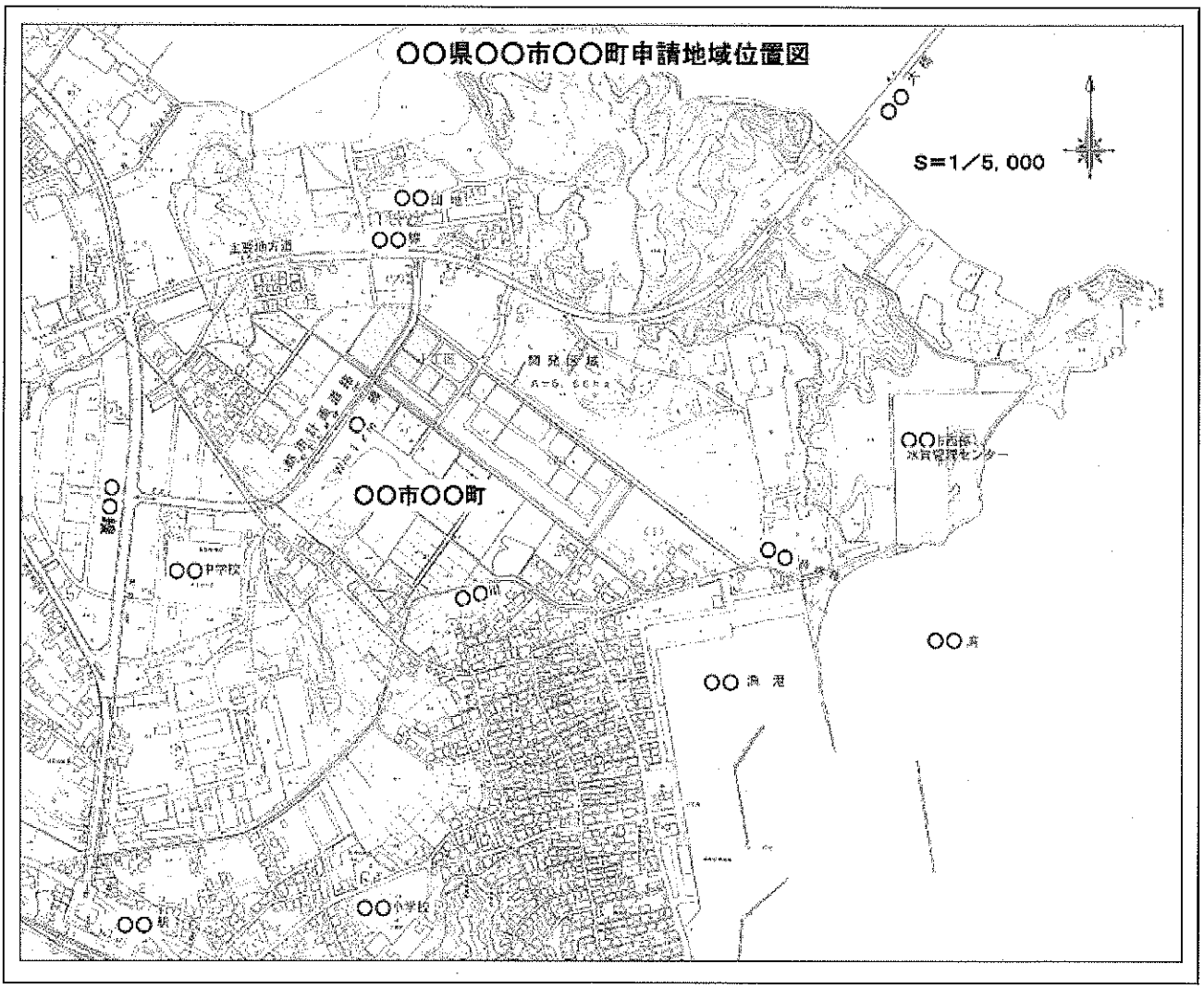

2．記載例④（基準点測量網図）

基準点を測量した際の網図を添付する。

1．趣旨、目的

基準点測量に使用した与点、網の形、路線長等が適切に実施されているか確認するもの。

2．必要事項

採用した作業規程等に基づき作成する。

3．留意事項

・当該事業で設置した基準点の等級毎に網図を添付する。（総括表の基準点と整合するもの）
・測量は当該地域における最新の座標系にもとづき実施する。
・基準点測量に使用する与点は、精度が担保された点として、基本三角点、国土調査法第 19 条第 2 項の規定により認証された基準点、同条第 5 項の規定により指定された基準点、測量法第 41 条第 1 項の規定に基づき国土地理院の審査を受け十分な精度を有すると認められた点とする。
・「1．申請書一覧」の申請書添付書類から測量の精度等が確認できない場合においては、その精度等を証明する補足資料を提出する。
（例）認定登記基準点を使用した場合は、上記与点との関係等を確認するため、検定記録書及び検定証明書、網図、認定結果通知書を提出する。

記載例④

世界測地系
(測地成果２０１１)

２級基準点測量網図

地区名　○○市○○町○○地区
縮尺　１／25000

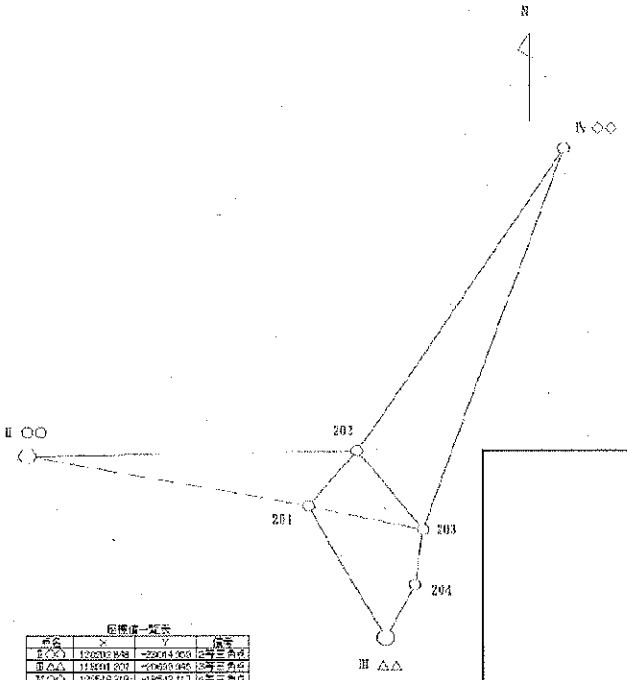

座標値一覧表

点名	X	Y	備考
Ⅱ ○○	120202.848	-20604.903	2等三角点
Ⅲ △△	119701.207	-20693.995	3等三角点
Ⅳ ◇◇	122546.318	-19543.917	4等三角点
201	119641.463	-21202.147	2級基準点
202	120045.058	-20882.501	2級基準点
203	119773.690	-20460.779	2級基準点
204	119375.321	-20510.834	2級基準点

世界測地系
(測地成果２０１１)

３級基準点測量網図

地区名　○○市○○町○○地区
縮尺　１／5000

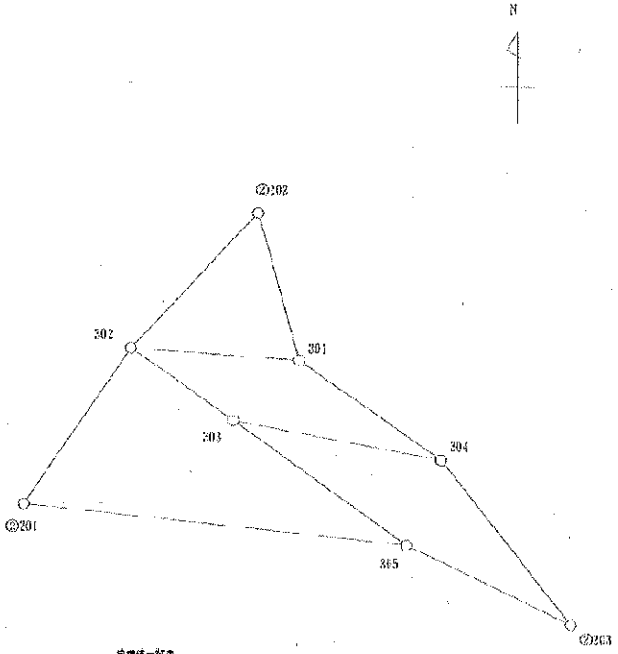

座標値一覧表

点名	X	Y	備考
201	119641.463	-21202.147	2級基準点
202	120045.058	-20882.501	2級基準点
203	119773.690	-20460.779	2級基準点
204	119375.321	-20510.834	2級基準点
301	120140.854	-20827.716	3級基準点
302	120158.363	-21095.466	3級基準点
303	120056.971	-20917.149	3級基準点
304	120002.296	-20637.154	3級基準点
305	119694.001	-20684.513	3級基準点

2．記載例⑤（基準点測量精度管理表）

基準点測量の精度管理表を添付する。

1．趣旨、目的

基準点測量の際の誤差等の精度確認のために作成するもの。

2．必要事項

採用した作業規程等の様式に基づき作成する。

3．留意事項

・国土地理院の審査を受けている場合には、測量法41条の規定による審査の写しを添付する。
・第三者機関による測量成果の検定を受けている場合には、検定証明書及び検定記録書を添付する。
・検符等により、検査したことが分かるものを添付する。

世界測地系
（測地成果２０１１）

基準点測量精度管理表

作業名	○○地区○○事業	地区名	○○市○○地区	計画機関名	○○○○	作業機関名	○○○○	作業班長	□□　□□　印
目　的	3級基準点	期　間	自平成○年○月○日　至平成○年○月○日			作　業　量	5点	主任技術者	△△　△△　印

基線解析辺			仮定三次元網平均						三次元網平均計算	
測点名		辺長	ΔX		ΔY		ΔZ		斜距離の偏差	
自：	至：	(斜距離)	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲
304	②203	288.765ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	-0.001ｍ	0.020ｍ	------	
302	303	172.323ｍ	-0.002ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	0.001ｍ	0.020ｍ	------	
②201	305	520.881ｍ	0.001ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	------	
302	②201	261.331ｍ	0.001ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	------	

主要機器名称番号

永久標識の種別等

種別	数量	埋設様式

新点位置の標準偏差				
新点名	水平位置		標高	
	標準偏差	許容範囲	標準偏差	許容範囲
304	0.010ｍ	0.100ｍ	0.012ｍ	0.200ｍ
305	0.008ｍ	0.100ｍ	0.011ｍ	0.200ｍ

点検測量				
測点名		ΔN	ΔE	ΔU
自：	至：			
302	303	0.005ｍ	-0.003ｍ	-0.001ｍ

特記事項

記載例⑤

2．記載例⑥（境界点間距離の精度管理表）

境界点間距離の精度管理表を添付する。

1．趣旨、目的

境界測量の精度を確保するため、境界点間の誤差を確認するもの。

2．必要事項

採用した作業規程等の様式に基づき作成する。

3．留意事項

・検符等により、検査したことが分かるものを添付する。

世界測地系
（測地成果２０１１）

境界測量精度管理表

作業名	○○地区○○事業	地　区	○○市○○地区	計画機関	○○○○	作業機関	○○○○	作業班長	□□　□□ 印
街区名		期　間	自　平成○○年○○月○○日 至　平成○○年○○月○○日	作業量	A=5.67ha	主任技術者	△△　△△ 印	照査者	○○　○○ 印

測点	水平位置（距離） 計算値	測定値	較差	制限	摘要	測点	水平位置（距離） 計算値	測定値	較差	制限	摘要
	m	m	m	m	20m未満 10mm		m	m	m	m	20m未満 10mm
114～115	13.816	13.820	-0.004	0.010	20m以上S/2,000	148～147	15.175	15.180	-0.005	0.010	20m以上S/2,000
115～179	19.835	19.845	-0.010	0.010	〃	147～228	20.511	20.520	-0.009	0.010	〃
179～180	11.971	11.980	-0.009	0.010	〃	228～152	15.257	15.259	-0.002	0.010	〃
180～181	1.858	1.860	-0.002	0.010	〃	139～233	21.408	21.410	-0.002	0.010	〃
181～114	20.039	20.047	-0.008	0.010	〃	233～228	14.287	14.290	-0.003	0.010	〃
114～149	13.617	13.615	0.002	0.010	〃	133～169	5.997	5.987	0.010	0.010	〃
149～151	20.246	20.250	-0.004	0.010	〃	169～232	19.483	19.490	-0.007	0.010	〃
151～181	13.607	13.600	0.007	0.010	〃	232～233	14.599	14.600	-0.001	0.010	〃
149～148	1.998	2.000	-0.002	0.010	〃	232～235	18.991	18.990	0.001	0.010	〃
148～152	20.283	20.280	0.003	0.010	〃	235～234	14.597	14.600	-0.003	0.010	〃
152～207	19.008	19.010	-0.002	0.010	〃	234～233	19.010	19.009	0.001	0.010	〃
207～206	2.000	1.998	0.002	0.010	〃	234～227	10.327	10.330	-0.003	0.010	〃
206～151	19.016	19.022	-0.006	0.010	〃	227～226	3.883	3.880	0.003	0.010	〃

記載例⑥

2．記載例⑦（面積計算書）

指定申請する筆に関する面積計算書を添付する。

1．趣旨、目的

筆の面積の計算方法、筆界点の座標を確認するもの。

2．必要事項

・筆を構成する地番、境界点（測点）の名称、境界点の座標値、測地系
　など

3．留意事項

・調査後（登記申請した筆毎）の土地の面積と一致することを確認する。

世界測地系
(測地成果２０１１)

面　積　計　算　書

地番	75-1							地区	
測点	X	Y	経距	緯距	倍緯距	倍積	内角	方向角	辺長
1006:C1006	120144.339	-21001.968							
7746:3057	120175.373	-21044.550	30.964	-42.582	-42.582	-1319.360588	90-16-03	306-02-27	52.66
1022:C1022	120161.101	-21055.037	-14.272	-10.487	-95.651	1356.181072	89-41-38	216-18-30	17.71
1002:C1002	120129.996	-21012.228	-31.105	42.809	-53.329	1969.848545	89-23-51	126-00-08	52.91
1006:C1006	120144.339	-21001.968	14.343	10.260	-10.200	-147.872180	90-33-28	35-28-59	17.67

２．記載例⑧－１（地図一覧図）

指定申請する地図が複数枚になる場合、記載例⑧－１を参考にして、申請する地図を含めた地域全体の位置関係が分かる図面を作成する。

１．趣旨、目的

地図（記載例⑧－２）を含めた地域全体の位置関係をまとめるもの。

２．必要事項

・タイトル「地図一覧図」
・申請する地図（記載例⑧－２）を１枚にまとめる。
・申請する地図の地図番号
・方位

３．留意事項

・指定申請する地図（記載例⑧－２）が１枚であれば、作成は不要である。
・地図が複数枚の場合、地図が表示している範囲を示し、それぞれの地図がどのような位置関係にあるかを分かるように作成する。

○○県○○市○○町　地図一覧図

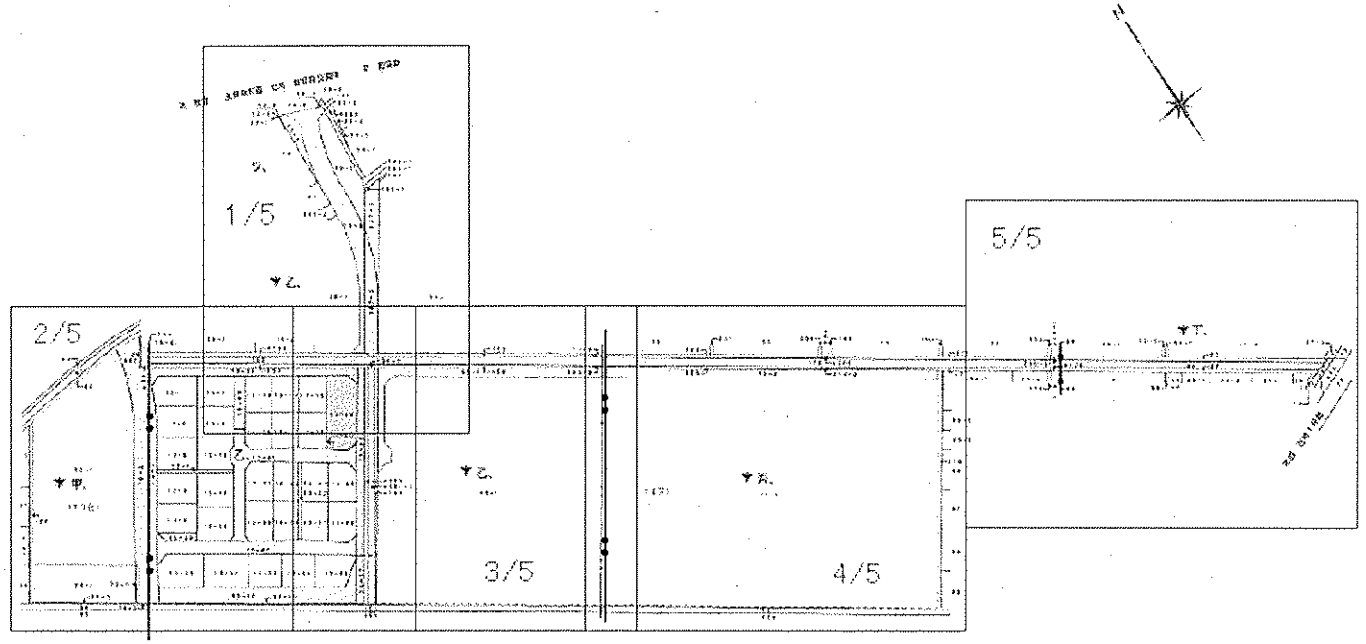

S=1:2,000

記載例⑧－1

2．記載例⑧－２（地図）

業務において作成した図面を添付する。

１．趣旨、目的

19 条 5 項指定対象成果となる地図を用意するもの。

２．必要事項

業務において作成した図面を添付する。

３．留意事項

・指定後の成果（写）として法務局に送付することから 2 部提出とする。

○○県○○市○○町○○地区○○事業
実測図　S＝1／500

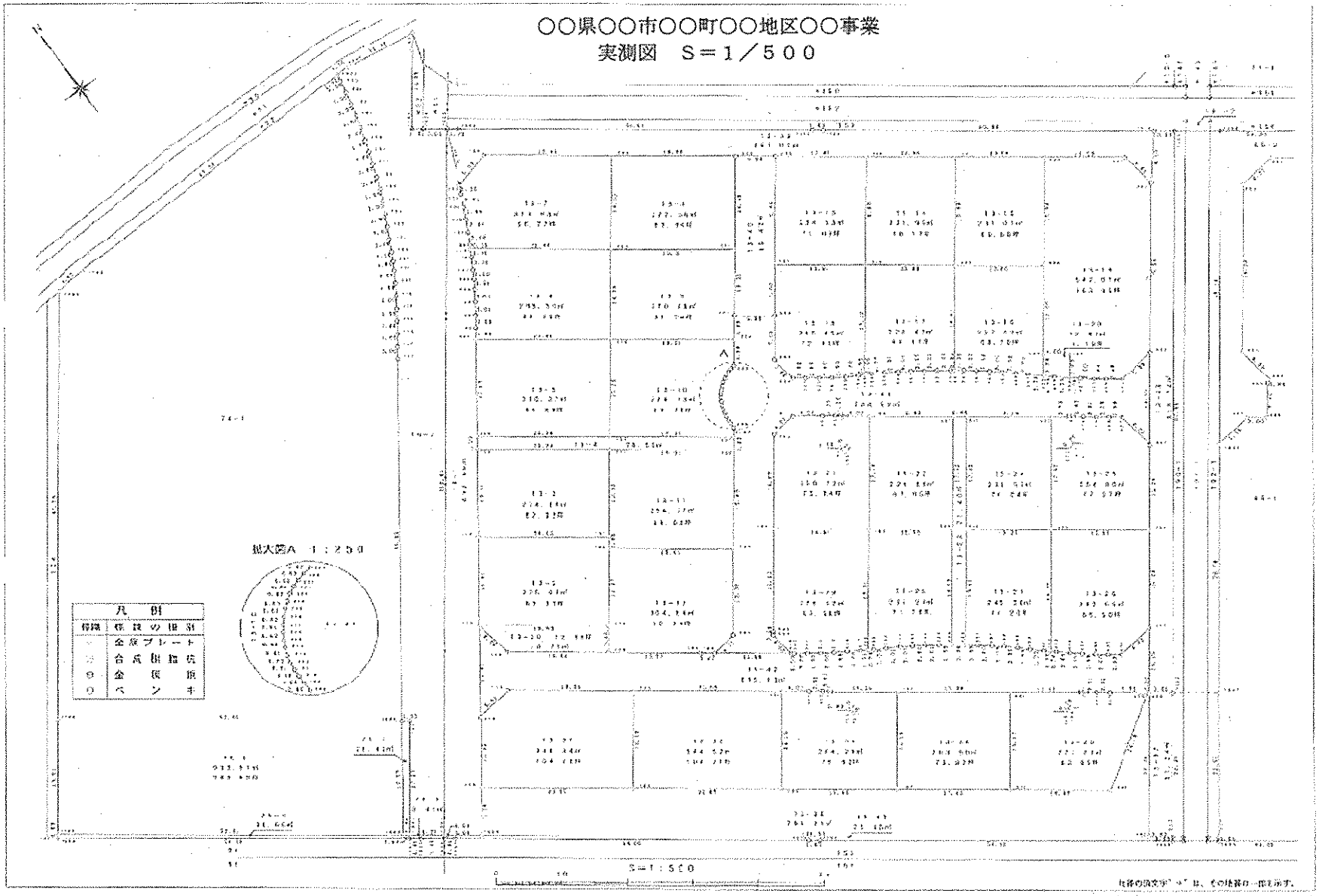

平成○年○月○日　○○○○作製

記載例⑧－2

2．記載例⑨（簿冊）

指定申請する全ての筆の登記内容が証明できる資料を添付する。

1．趣旨、目的

申請地域内の全ての筆について登記所に登記された内容と一致しているかを確認するもの。

2．必要事項

簿冊は表紙を付し、全部事項証明書及び地積測量図の写しを添付する。

3．留意事項

全部事項証明書がない場合、登記完了証の写しを添付する。

○○市○○町○○地区
調　　査　　簿

登記年月日	平成○年○月○日
実施機関	○○○○

（この用紙の大きさは、Ａ４版とする。）

記載例⑨－１

記載例⑨－２

[redacted]県[redacted]市[redacted]－[redacted]　　全部事項証明書　（土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日	不動産番号	[redacted]
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所　在	[redacted]市[redacted]			余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
1番12	宅地	323	12	1番1から分筆 〔昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日〕
余白	余白	余白		昭和[redacted]年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日
余白	余白	322	96	③錯誤 〔平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日〕

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日 第[redacted]号	原因　昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日売買 所有者　[redacted] 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和[redacted]年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	[redacted]	平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日 第[redacted]号	[redacted]
	余白	余白	昭和[redacted]年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日
[redacted]地方法務局　　登記官　[redacted]

登記官証明印

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　[redacted]　（1／1）　1／1

登記年月日：平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日

[redacted]地方法務局

登記官

[redacted]

登記官証明印

地番	1－12
土地の所在	[redacted]市[redacted]町

地積測量図

(1/2)

求積表

地番	1－12			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
KB1	−64570.515	−36076.554	9.513	−615210.605195
KL2	−64574.780	−36018.738	16.448	−1063770.482480
KL3	−64577.878	−36010.416	6.538	−429331.264164
KL4	−64593.698	−36010.100	−15.535	1024424.549480
KC5	−64594.237	−36026.251	−16.764	1084534.169068
			合計	645.922709
			合計面積	322.9613545
			地積	322.96 ㎡

地番	面積
1－12	322.9613545 ㎡

基準点座標一覧表

基準点	名称	X座標	Y座標
10072	都市再生街区多角点	−64588.848	−36293.831
10073	都市再生街区多角点	−64590.455	−36099.634
20A12	都市再生街区多角点	−64836.220	−36000.532
20A13	都市再生街区多角点	−64833.648	−36293.242
20A14	都市再生街区多角点	−64830.792	−36527.231
20084	都市再生街区II角点	−64837.924	−35888.603

登記基準点一覧表

基準点	名称	X座標	Y座標
0000−0152	認定登記基準点（金属鋲）	−64531.648	−36121.320
0000−0153	認定登記基準点（金属鋲）	−64540.367	−36092.967
0000−0154	認定登記基準点（金属鋲）	−64705.370	−36107.490
0000−0155	認定登記基準点（金属鋲）	−64700.640	−36217.995
0000−0156	認定登記基準点（金属鋲）	−64772.581	−36217.791
0000−0157	認定登記基準点（金属鋲）	−64763.167	−36109.675
0000−0158	認定登記基準点（金属鋲）	−64759.604	−36008.066
0000−0159	認定登記基準点（金属鋲）	−64677.747	−36003.788
0000−0160	認定登記基準点（金属鋲）	−64832.943	−36220.842
0000−0161	認定登記基準点（金属鋲）	−64594.059	−36112.738
0000−0162	認定登記基準点（金属鋲）	−64591.826	−36208.447

測量年月日	平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日
座標系	世界測地系（測地成果2011）[redacted]系
座標変換の有無	無

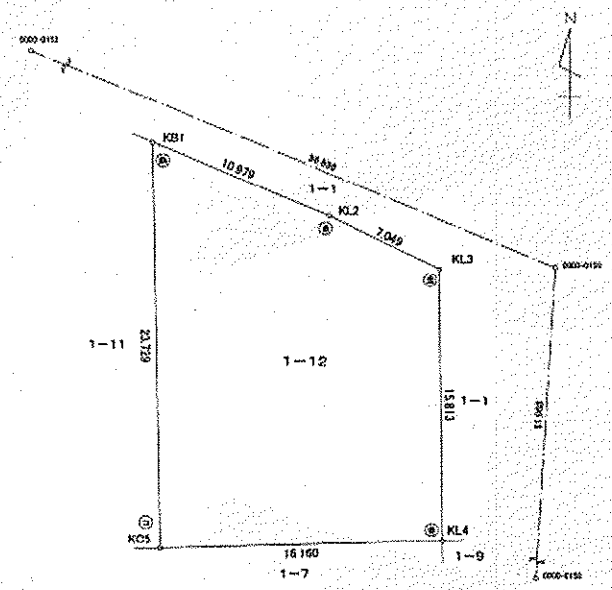

境界標の種類	
㋺	コンクリート杭
㋹	プラスチック杭
㋺	金属鋲
㋹	プレート
㋭	木杭
㋭	刻印
㋭	ペンキ印
㋭	計算点

作製者	[redacted]	作製者印	（平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日作製）	申請人	[redacted]	縮尺	1/250 (単位:m)

申請番号：[redacted]　([redacted])

【歩掛り案(地図 XML 形式)】

国土調査法第 19 条第5項に基づく指定の申請に必要となる地図等の作成

作業工程及び標準作業量		所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
総括表作成 10,000 ㎡当り			1.0				内		1					1.0				1.0
地図の作成	申請地域の位置図作成(縮尺は任意) 10,000 ㎡当り			0.3			内			1					0.3			0.3
	地図一覧図作成(1/2500) 10,000 ㎡当り			0.2	0.4		内			1	1				0.2	0.4		0.6
	登記所送付用地図作成(1/500) 10,000 ㎡当り	0.5	5.5	3.5			内	1	1	1			0.5	5.5	3.5			9.5
合計		0.5	6.5	4.0	0.4	0.0		1.0	2.0	3.0	1.0	0.0	0.5	6.5	4.0	0.4	0.0	11.4

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
雑器材		式	1							

各費目の直接人件費に対する割合									
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要			
機械経費	0.0%	通信運搬費	0.0%	材料費	0.0%				

雑器材		式	1							

各費目の直接人件費に対する割合									
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要			
機械経費	0.0%	通信運搬費	0.0%	材料費	0.0%				

雑器材		式	1							

各費目の直接人件費に対する割合									
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要			
機械経費	0.0%	通信運搬費	0.0%	材料費	0.0%				

雑器材		式	1							

各費目の直接人件費に対する割合									
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要			
機械経費	0.0%	通信運搬	0.0%	材料費	0.0%				

(別添3)

【歩掛り案（地籍フォーマット 2000 形式）】

国土調査法第 19 条第5項に基づく指定の申請に必要となる地図等の作成

作業工程及び標準作業量		所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
総括表作成 10,000 ㎡当り			1.0				内		1					1.0				1.0
地図の作成	申請地域の位置図作成(縮尺は任意) 10,000 ㎡当り			0.3			内			1					0.3			0.3
	地図一覧図作成(1/2500) 10,000 ㎡当り			0.2	0.4		内			1	1				0.2	0.4		0.6
	登記所送付用地図作成(1/500) 10,000 ㎡当り	0.5	4.5	2.7			内	1	1	1			0.5	4.5	2.7			7.7
合計		0.5	5.5	3.2	0.4	0.0		1.0	2.0	3.0	1.0	0.0	0.5	5.5	3.2	0.4	0.0	9.6

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目	割合	費目	割合		摘要	
機械経費		0.0%		通信運搬費	0.0%	材料費	0.0%			
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目	割合	費目	割合		摘要	
機械経費		0.0%		通信運搬費	0.0%	材料費	0.0%			
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目	割合	費目	割合		摘要	
機械経費		0.0%		通信運搬費	0.0%	材料費	0.0%			
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目	割合	費目	割合		摘要	
機械経費		0.0%		通信運搬	0.0%	材料費	0.0%			

【歩掛り案（SIMA形式）】

国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請に必要となる地図等の作成

作業工程及び標準作業量		所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
総括表作成 10,000㎡当り			1.0				内		1					1.0				1.0
地図の作成	申請地域の位置図作成(縮尺は任意) 10,000㎡当り			0.3			内			1					0.3			0.3
	地図一覧図作成(1/2500) 10,000㎡当り			0.2	0.4		内			1	1				0.2	0.4		0.6
	登記所送付用地図作成(1/500) 10,000㎡当り			0.2	0.4		内			1	1				0.2	0.4		0.6
合計		0.0	1.0	0.7	0.8	0.0		0.0	1.0	3.0	2.0	0.0	0.0	1.0	0.7	0.8	0.0	2.5

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目	割合	費目	割合	摘要		
機械経費		0.0%		通信運搬費	0.0%	材料費	0.0%			
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目	割合	費目	割合	摘要		
機械経費		0.0%		通信運搬費	0.0%	材料費	0.0%			
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目	割合	費目	割合	摘要		
機械経費		0.0%		通信運搬費	0.0%	材料費	0.0%			
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目	割合	費目	割合	摘要		
機械経費		0.0%		通信運搬	0.0%	材料費	0.0%			